

## 国立大学法人東京農工大学年俸制適用職員の退職手当の特例に関する細則

(平成 27 年 1 月 1 日細則第 16 号)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）第 18 条の 5 の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程（以下「年俸規程」という。）第 2 条第 1 号に定める年俸制給与の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）に対する退職手当の特例に関し、必要な事項を定める。

(退職手当の支給)

第 2 条 年俸制適用職員が退職し、又は解雇された場合には、退職手当を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、年俸規程を適用される以前に、退職手当規程第 8 条から第 10 条まで及び第 11 条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間（以下「退職手当規程上の勤続期間」という。）を有している年俸制適用職員が退職し、又は解雇された場合には、退職手当を支給する。

3 前項の規定により退職手当を支給する場合において、年俸制適用職員としての在職期間は、退職手当規程上の勤続期間に算入しない。

(退職手当の額)

第 3 条 前条第 2 項の規定による退職手当の額は、年俸規程（退職手当規程第 9 条又は第 10 条の規定により退職手当規程上の勤続期間が通算されることとなる機関において規定する年俸規程に相当する規則等を含む。）の適用を受けることとなった日の前日に、その者の都合により退職したものとみなして、実際に退職し、又は解雇された日の退職手当規程により算定した額とする。

附 則

この細則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。